

に研究会、地区オルグ会議等を開催してその非合法目的を説示し居り、又其の発行文書の如きも常に発禁ならざる程度に於て全協の立場より大衆をアジプロし來れり。

而して本組合の主要勢力は名古屋市がその中心なるが、其の外三重縣下に桑名支部あり、又岐阜縣下には内解融和団体たる正和會の高山線支部内にその影響下分子を獲得して策動し居れり。

(2) 全評神戸地方協議會書記局

全評神戸地方協議會の堀川一知、矢野甚雄、奥田宗太郎、岡田貞治等の極左分子は、昭和十一年五月頃より全評の指導精神を固守する役員とは別箇なる秘密書記局を結成して、其の指導

権把握のお策動し來りたるが、今年八月中旬此の秘密書記局を以て、フコミンテルンの新方針に基き党的任務を遂行する為の機関たらしむることを申合せ、尔來毎週火曜日を定例会として會合協議の上策動し來れり。

實際運動としては主として國際通信の指示に基き反ファシヨ人民戦線の樹立を目標に、社會大衆党に策應し、或は労竹組合の全的合同を策し、其の他各種の日常斗争を通じて大衆の獲得に努め來れり。

(3) 全評芝地区分會

全評東京合同労竹組合員加藤太郎、唯物論研究會員大山光三、法大消費委員たりし岡野三郎を中心とする共産主義研究グループ

フは、法大生鈴木昇太郎を中心とする共産主義的グループと合同して昭和十一年十月全評東京合同労働組合芝地区分會を結成したるが、翌十二年二月初旬には、右ハ中心分子のみを以て（全評本部は勿論、一般組合員に対し秘密とする）秘密執行委員會を組織し、其ハ運動方針として次の諸事項を協議決定せり。

一、芝地区分會々員は、表面全評組合員たることを假装し、大衆を日本共産党支持へ統一すべく努めること。

一、活動は主として口頭に依りファジヨ反対を中心にアジプロすること。

一、党との連絡なりたる場合は秘密執行委員全員之に入黨すること。

尔來花見會、無盡會、見學會、飲み會等の方法を以て、東京市

役所、日本徴兵、伊勢丹、安達電機、ラゲウム製薬、河合製薬
工場等に策應し、從來最も困難視せらるるサラリーマン層の
獲得に努めたり。而して芝地区分會同様の方針を以て、更に丸
の内分會、板橋分會等を結成し、東京市に對する賃上斗争伊勢
丹爭議等を指導し來り。

(4) 全評内の統一懇談會

警視庁管下に於ける極左分子長島乾司、井俣けん、山城仁助
外十数名の分子は、昭和十一年三月頃より、コミンテルンの新
方針に基づき労働組合の戦線統一を図るべく之に對する懇談會を
開催し來り。其の結果「コミンテルンの新方針を實踐する為
には先づ合法組合に潜入して其の革命化を図るべきである」と

の結論に到達したる為、尔來全員全評に加盟して当時尚題とな
り居りたる労農無産協會議を中心とする新党尚題に属し、内部よ
り之に反対し、社会大衆党を中心とする統一戦線を提唱し、又
一方昭和十年五月頃よりは、其の中心分子四五名を以て党再建
の法の研究会を開催し、之を党組織の母体たらしむべく策動し
來れり。

七 合法農民組合を擬装若くは利用したるもの。

(1) 北日本農民組合青年部

北日本農民組合南部地区書記遠藤元治を中心とする非合法分子は、本組合内に青年部を確立して之を以て党的非合法目的に向つて活動せしむべく企圖し、昭和十一年八月「寄生土地の無償没收」「ソヴェート同盟の擁護」「労働者農民のソヴェート政府樹立」等の不穩矯激なるスロロカンの下に南部地区青年部を確立せり。

然るにその後コミンテルンの新方針を知るに及び此の青年部を反フアツシヨ人民戦線の推進力たらしむべく企圖し更に亀田地区葛塚地区の意識分子に策應し之等三地区を基礎として「北日本農民組合青年部結成準備會」を組織し専ら農村青年の左翼

化と之が獲得に努め來り。

(2) 埼玉、千葉、茨城縣下の全農分子を中心とする人民戦線グループ

埼玉縣下に於ける全農全會派分子田島貞衛、同蒞谷負輔等は米國共産党関係印刷物に依り人民戦線運動に處する方針を知るに及び昭和十一年一月頃より埼玉、茨城、千葉各縣下の全農組織を中心にして統一戦線を樹立すべく策動せり。即ち先づ埼玉縣下に於ては全農全會派と總本部派との合同を策し、之が合同運動を通じてコミンテルンの新方針たる人民戦線運動をアゲプロし或は昭和十二年三月の埼玉縣本庄町々會議員選挙に際しては其の中心人物田島貞衛を立候補せしめ、「埼玉のカタロニヤ本庄

町議戦を斗ひ取れし「反ファツシヨの爲に自治体を民衆の手にし
「人民の自由と幸福の爲に」等の人民戦線に干するスローガン
を掲げて運動し、又昭和十二年十月には農村文学研究会「あし
あし社」の組織を計劃して、之が機関紙を通じて反戦意識を大
衆に浸透せしむべく企図し、一方茨城千葉西條下に於ては全農
千葉縣聯幹部山口武秀、伊藤武次を中心とする人民戦線グルー
プあり、之等はコミンテルンの新方針に基き小作争議の指導及
西瓜の縣営検査反対運動を通じて人民戦線運動をアゲプロし來
れり。

八 合法文化団体並同人雜誌の形式に依るもの

(4) 日本政治経済研究所

警視庁管下の左翼分子立花敏雄、吉村亮太郎、大谷忠佐治、
城戸武之、居長英三郎等は、昭和十年十月「党及其の外廓団体
の再建運動」に資料的反省を共へ、又大衆を資料的に啓蒙煽
動せざるべからずとなし、小岩井璋を所長として日本政治経済
研究所を創立せり。尔来、大衆の政治経済に「政経ニユース」等
を發行配付し、時事問題を中心に理論的啓蒙活動をなし来りた
るが、昭和十一年四月頃より党中央再建の中心分子と連絡して
専ら全黨の人民戦線運動をアゲパロし、以てその目的遂行の爲
活動し来り

昭和十年四月頃より所謂労農派に属する加藤勘十、高野實
一派と、所謂正統派の小岩井洋、内野壯児一派が合同して超
党派の雑誌「雑誌」を發行し、[「]労働雑誌[」]を發行し來りたるが、小
岩井、内野一派は昭和十一年二、三月頃より[「]は[」]党中央再建の分子と
策動して寧ろ党中央再建の方針たる社會大眾党を中心とする人
民戦線の確立をアゲアゲし來れり。即ち社會大眾党と對立する
無産政党的の結成乃至存在は人民戦線運動の方針に反する分裂的
行為なりと主張して労農無産協議會の結成に反對をアゲアゲせ
るが、更に其の方法として労農無産協議會の有力母体たる東京
交通労働組合を自派影響下に獲得することに依つてその目的を
達成すべく、労働雑誌社の名義人にして労働中央委員たる
妹尾義郎の選挙運動（昭和十一年六月の東京府會議員）を通過し或は

東交組合員を糾合して城北勤労市民俱樂部を結成して之を社大
党に入党せしめ、其の他東交内分子の會合を利用して極力労働
反對、無産政治戦線の統一をアジプロし來れり。

其の他の文化グループ

以上の外北海道には開港地帯社、函館新世紀社、小屋社、
口エス研究会等を中心とするグループ、青森縣下には東北文學
社を中心とするグループ、警視庁管下には「地方文化」「新協
劇団」「五月會」「次元」「街」「星座」等の左人雜誌グルー
プ、中津縣下には「房総文學」を中心とするグループ、京都府
下には「リブル」を中心とするグループ、兵庫縣下には「金星
社」「友愛俱樂部」を中心とするグループ、香川縣下には文學

団体「L.L.C」を中心とするグループ、福岡縣下には「飯塚映画観賞会」「極光同人社」等のグループあり、之等は孰れもコミンテルンの新方針に基き、及「アソシエト人民戦線の樹立を中心にして」プロレタリアたるものなり。

九 海上労働者並プロエス団体に依る国際連絡グループ

10 海上労働者に依る国際連絡

曾て全協に關係ありたる兵庫縣下の海上労働者河合實、増田正男、岡本明友、松本正平、石井勇等の極左分子は、昭和十一年秋コミンテルンの新方針を知るに及び、之が方針に基き、海上に於ける労働運動を指導すべく、前記分子を以て海上共産主義グループを結成せり。

尔来海上労働組合の戦線統一と其の左翼化を目標に種々策動する一方、アメリカ共産党の某と連絡し、之に対し海上通信の発行資料として我國に於ける海上労働並左翼運動の状況を報道すし、某よりは数回に亘り運動資金を受領し居りたり。

(2) フロレタリアエスプレットに依る国際連絡

日本フロレタリアエスプレット同盟の解体後（事實上）此等分子は、神戸に於てはマルシェ社、愛知に於てはホホロ社、大阪に於てはフラート社、岡山に於てはアミッコ社、米子に於てはマヨ社、京都に於てはプロエス研究会等の地方的グループを結成し居りたるが、此等グループは最近の共産主義運動抬頭の気運に集り共産主義運動の国際連絡をなし運動の発展に資すべく企圖せり。而してコミンテルンの外廓団体たる国際共

フランケスト同盟並其の他の支部と連絡して国外に於ける
共産主義運動に関する報道を受け、一方国内の政治経済
社会等の諸問題並社会運動の状況を報道し、更にスペイン
の人民戦線派を支持する目的を以て運動資金を送付し、又
国内的には「エス語」を通して党の影響を大衆に反映せし
むべく努め来りたり。

一〇、社会大衆党を擬装若くは利用したるもの

アメリカ共産党関係印刷物は我が国に廣汎なる人民戦
線を結成する為には先づ社会大衆党を中心として結成
すべき旨指示し来りたる為、党中央再建準備委員会
を初め正統派分子は総べて此方針を以て活動せり。

其の結果今回換筆表せる分子中にして、人民戦線結成の爲社大党に惹入したる者四七名、党外より策動したる者六六名を算する状況なりが就中社大党岡山支部聯合會の如きは、全く正統派極左分子が右方針の下に結成したるものなり。

即ち岡山縣下の極左分子岡田弘、片山秀彦、松崎久馬次、本田鴻輔等は昭和十年夏頃よりコミンテルンの新方針が判明するまでの方法として全評岡山一般労働組合に加入し居りたるが、その後コミンテルンの新方針を知り及び全評倉敷労働組合との合同を實現せしめ、その幹部となり、尔来之等組合を人民戦線樹立、戦争反對を目標として指導せり。而して更に其の後國際通信に依り、日本に於ける人民戦線運動は社大党を中心として結成すべきであるとの指示煽動を受くるに及び、尔来

岡山消費組合理事塩田寅雄、全農岡山縣書記白井憲一、新興
佛教青年同盟岡山縣委員長辻孝平等を糾合し、全く合法を擬装
して社大党岡山支部聯合會を組織せり。

而して其の政策中に及つアソレヨ人民戦線の樹立を掲げ、或
は國際通信其他の非合法文書の回讀をなし、或はプロエス語
を遁じて国外と連絡する等率う人民戦線運動に狂奔し来りた
るものなり。

昭和十一年三月五日以降檢挙取調之未リル正統派分子檢挙取調表 (昭和十三年四月未現至)

廳府名	警視廳	北海道	京都府	合計
檢挙者數	三五六	二四	六三	一三二一
釋放者數	一五五		一五	六一〇
起訴者數	三〇〇		三四	三三四
起訴猶予者數	四九	一	六	三三八
目下取調中者數	一一一	二三	八	二二六
備考				

合	沖	熊	大	福	高	愛	香	徳	和	山	廣	岡	鳥	富	石	秋
計	繩	本	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	取	山	川	田
一 三 二 一	一 四 三	五 六	九 四	四 九	一 三	一 六	一 九	一 五	一 六	三 三	三 三	一 一	一 三	一 九	七 七	六 六
六 二 〇		二 八	五 一	八 四	一 九					一 二	一 二	七 七	九 九	一 二		
軍 利 法 通 及 三					一											
五 一		五 三	五 一	一 一			二	一		四 九	一 三	六 二				
起 所 留 年 三 八		九	一 〇	一 三	四		三	一		三 四	三 四	三 四	四			四
二 二 六	一 三 四						一 九	二	一 四	一						

警保局保發第五三號

昭和十三年五月二十日

內務省警保局保安課長

警視廳特高部長
各廳府縣警察部長 殿

治安維持法違反事件、新聞記事

差止解除ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテ、五月十七日付警保局保發甲第一〇
號ヲ以テ警保局長ヨリ通報シ、之ニ關スル資料ヲ送

付シタル次第ナルが事変中、發表ナルコトヲ特ニ考
慮シ事件、具體的內容、説明資料（參考、取調
狀況、分）ヲ別紙、通り改メ候系御了知相成度

尚發表ニ際シテハ事変中ナルニ鑑ミ事件ヲ誇大ニ報導
シテ國際關係ニ悪影響ヲ招来スルコトノナキ様
新聞當業者ニ對シ特ニ懇談注意セラレ度

秘

昭和十一年五月
以降検査終了

治安維持法違反事件に關し
新聞記者に對する説明資料

目次

一、コミンテルンの我國に対する積極的策動	一
二、党中央再建準備委員會	三
三、日本労働組合全國協議會の再建運動	四
四、新興佛教青年同盟	五
五、共産主義秘密グループ	七
六、合法団体を利用若くは擬装して策動したるもの	八

以上

一、コミンテルンの我國に對する積極的策動

コミンテルンが第七回世界大會に於て、
及フアツ

シヨ人民戦線の樹立をその中心目標とする新運動方針を決定すると共に之が運動については、特に欧州に於ては独逸、ポーランド、東洋に於ては日本をその主要斗争目標國として、之等の國々に對して積極的斗争を決議せるが、尔來我國に對しては、アメリカ共産党關係の邦字宣傳印刷物を多数送付して、その新方針の指示煽動に努むると共に、一方に於ては、口頭又は於ける東洋共産党卒業の邦人共産主義者を我國内に密派して黨再建の策動をなすしむべく企圖したり。

即ち先づアメリカ共産党關係の邦字宣傳印刷物に依る策動を見るに、その印刷物の種類は、國際通信、同パン

フレット、大平洋労働者、太勞パンフレット、海上通信、大洋
新報、極東反戦ニュース等にして、その数は國內にて発見せられ
たるものみならず、一ヶ年平均約一千部之多きを算する状況
なり。

而して之等印刷物は軍にコミンテルンの指令を傳へるものた
りのみならず、我國內に日常生起する政治、経済、社會等
の凡ゆる問題を促へ極めて具体的に實際運動の指示を與へ
つゝあり。従つて之等の印刷物は、恰も往年に於ける日本共
産党並外廓諸國体の機關紙指令等の役割を以てしつゝあ
るやの状況なり。之等印刷物は常に擬装表紙を用ひ、一
見左翼宣傳印刷物に非ざる如く装ひ、又國內送付に當りて
は或は信書の形式に偽り、或は合法出版物内に挿入し、或は

我國船舶がアメリカ寄港の際之に投入、置去り、若くは容疑
船員に批して國內搬入を命ずる等、色々の技術的方法を考究
して其の差押取締を免るべく努めつゝあり。

又コミンテルンは、第七回世界大會以降東洋共產大會
卒業邦人共產主義者を國內に潜入せしめて日本共產党^{再建}其の他
コミンテルンとの連絡第應に當らしめんとし居る所カ、如く、
昭和十年十月間東局に於て其の一名を檢舉せり。

該人物は廣島縣出身の小林勇と稱する者にして、嘗てア
メリカ共產党に關係し其後入露したる者なるが、昭和十年
末コミンテルン日本代表たる野坂参三より俄國後人民
戦線運動を展開すべき上の命を受け、モスコよりフラン
ス、上海を經由、一旦大連に上陸後、國內に潜入すべく上海

より大連に航行中、船内に於て容疑者として発見せられ、大連
上陸と共に隙を見て逃走したるが、昭和十一年十月二十日関東局
の手により、檢査せられたりしなり。

而して関東局に於て取調の結果、國內潜入後関西西方面に
於て活動する方針なりしこと、及之に關する諸種の具体
的計劃あるやの模様なりし爲、同年末大阪府に於て
身柄の引継を受け、取調の上之を送局せり。

二、 党中央再建準備委員会

大阪地方に於ける極左非合法分子は昭和十一年三、四月頃より党関西地方委員会を結成し、更に同年六月下旬には之を「党中央再建準備委員会」に組織替をなしたるが、その中央組織は

組織部長

和田四三四

財政、技術部長

奥村秀松

同

部員

辻村茂治

政治、AP部長

宮本喜久男

同

部員

藤井英男

文化部責任者

芦田和一

調査係

桑原緑郎

レポーター

古橋小雪

ハウスキーパー 岸場アサ子

準にして、その關係者は一昨年末の検挙當時に於て、東京地方十二名、愛知地方二名、大阪地方七八名、(内黨員十六名)、京都地方三十一名(内黨員五名)、兵庫地方十名、広島地方五名、岡山地方十名、福岡地方三名、愛媛地方一名を算する状況に在りたり。

而して本運動は日本共産党の再建運動なる處に於ては従来の党活動と異なる所なきも、その實際活動に於ては、従来の如き形式的入費よりも、實質的活動に重點を置き、又その發行配付する文書は機関紙赤旗の外は、^付自定有利に收入を得る近道^レ、夏季の好飲料^レ、^レ湯生訓話生きる力^レ、^レ黎明に戦ふ^レ、^レ昇の擬装表紙を用ひ、又後述の如く日本政治経済研究所、労働雜誌社等

の合法擬装團體を利用して、党の方針を大衆に反映せしむることに努め、又社會大衆党を中心とする反ファシズム人民戦線の確立を運動の中心目標に置く并、卑劣コミンテルンの新方針に基き活動し来りたるものなり。

三、日本労働組合全國協議會の再建運動

全協中央部は昭和九年六月の検挙に依り一時潰滅したるが翌七月松本幸重、渡辺策郎等が中心となり東京に於て全協再建委員會を組織して活動せり。而してその後コミンテルンの新方針を聞知するに及び、直ちに之が方針に基き、反ファシズム人民戦線の樹立をアゲプロシ、又その組織活動に於ても、従来の班分會の組織を排し、主として合法組合に全協の指導精

神を反映せしむることにより努力したる為、全協委員の数は増加せざるも、その影響分子は漸次増加の傾向に在りたり。

尚其の他警視廳管下には全協日本通信、労働組合関係者の蠢動あり。高知縣下に於ては昭和九年一月結成せられたる室戸分會並竹村知郎を中心とする再建運動が蠢動し、又能本縣下に於ては、昭和八年二月結成せられたるその後運動消極的となり居りたる全協國鉄人吉地区が、昭和十一年四月頃より再び積極的活動を展開し居たり。

四 新興佛教青年同盟

新興佛教青年同盟は、昭和六年四月「佛國土建設」「全既成集團の革新」「現代資本主義を極組織を改革して當來社會の實現を期す」等の綱領を掲げて結成したるものなり。爾來機關紙の発行配付、講演會、研究會の開催等を以て、或は佛教宗派の統一と既成教團の革新を叫び、或は佛國土建設の基礎工作として共同社會の實現を主張し、或は無産政黨、労働團體等に策應し來りたるが、殊にコミンテルンが反ファッシヨ人民戦線運動の方針を採用して我國に策應し來りや、直ちに機關紙を以て其の趣旨を了げプロシ、又昭和十年五月九日の第七回全國大會に於ては、其の運動方針として、特に國際主義と平和主義の精力的昂揚（特に平和主義の高調は軍備縮少

より^{運轉}全度を理想とすと稱す。各宗國の「アソシエーション」を絶対反對等
を強調し、又同盟の中央委員長たる妹尾義郎は党中央再建準備
委員會の宣傳紙たる労働雜誌の署名人たる等、その行動は
極めて容疑の裏ありたり。

茲に於て十二月五日の一斉檢舉に際し其の中心分子を檢舉
取調へたる處、

(1) 本同盟の綱領たる佛國土の建設は採取なき支配なき人
格平等の佛教的共同社會主義の建設を目的とするもの
なること、

(2) 運動の指導原理には佛教の「三皈依」を採用し、第一の「自
皈依佛」に於ては教稱尊への皈依讚仰を説き、第二の「自
皈依法」に於ては空觀緣起の無我イスムを強調して私有否定

を説き、第三、「自叙依傍」に於ては衆議に從つて立法、司法、行政其の他の國事を決定する政体即ち共和政体を意味するものなること」を説き来りたること、

(三) 平和主義の強調、フアワレヨ及對の宣傳はコミンテルンの新方針をアチアロしたるものなること。

等の事實判明せり。

只本同盟は前述の如く其の目的運動方針の表現に於て、努めて佛教語を以て婉曲に之を説明し居る爲同盟真中には斯くの如き非合法目的を認識するものとして、此の點に關し確然と認識なき者との兩者存する状況なるを以て、中心人物にして斯くの如き非合法目的を認識する者のみを治安維持法第一條違反として檢挙せり。

五、共産主義秘密グループ

尚以上の外党再建若くはその素地を作る目的を以て共産主義者のみならず秘密グループを結成して策動したるものあり、その主なるものは名古屋の石川友左衛門を中心とするグループ、高知縣下の武村悌三郎を中心とするグループ、香川縣下の亀山幸三、田村文雄を中心とするグループ、秋田縣下の大槻喜一、仁平三郎を中心とするグループ、富山縣下の内野親愛會内グループ、静岡縣下の深沢喜一郎、古波津英次を中心とするグループ、熊本縣下の松山秀雄を中心とするグループ、大分縣下の中村誠一、別所伸一、横田正稔等のグループ、沖縄縣下に於ける小學校教員の社會科学研究グループ、警視庁管下の東大セツツルメント関係者のグループ等にして、更に兵庫縣下には海上労働者

のみのグループでありて之等の分子は左翼船員を利用してアメリカ
共産党関係者と連絡して策動し来りたり。

六 合法團體を利用若くは擬装して策動したるもの

合法労働組合を利用若くは擬装して策動したるものには
警視廳管下の全評芝地区分會及全評内統一懇談會、愛
知縣下の名古屋合同労働組合、兵庫縣下の全評神戸地方協議會
書記局等あり、又合法農民組合を利用したるものには新潟
縣下の北日本農民組合青年部、埼玉千葉茨城縣下の全農
を中心とする人民戦線グループ等あり、又合法文化團體
並同人雜誌の形体を以て党の再建若くは人民戦線運
動をアゲフォロし来りたるものには、警視廳管下に於
ては日本政治経済研究會、労働雜誌社、地方文化、新
協劇團、街等あり、又北海道には開墾地帯社、函
館新世紀社、小屋社、フォロエス研究會等を中心とするグループ、

千葉縣下には存徳文學、京都府下には「リ」

「アル」、兵庫縣下には金星社、友愛俱樂部、徳島縣下には文學團體「ししこ」、福岡縣下には飯塚映画觀賞會、極光同人社等あり、又プロエス語を利用して國際連絡をなし居りたるものには神戸のマルシエ社、名古屋のホホロ社、大阪のフライト社、岡山のアミッコ社、米子のマッコ社、京都のプロエス研究會及前述の函館に於けるプロエス研究會等ありたり。

尚社會大衆黨を利用し之を中心としたる人民戦線を結成すべく策動したることは今回檢挙せられたる團體グループの殆んど全部なるが、就中社大党岡山支部聯合會日の如きは全くその方針を以て結成せられたるものなり。

甲乙ノ種別

丙

26

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

案起

昭和十三年

五月二十六日

局受

第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事

取締

二關スル件

昭和八年十月二十六日附通牒 / 滿洲

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

二六

內務省

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

内務省

國ニ於ケル交通等ニ關スル記事ニ差止中

鐵道總局ニ於テ計畫ニタル自動車道路

ハ滿洲國政ニ於テ計畫ニタルモノト見

做シ爾今記事掲載支障ナキニ付

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

朝圖秘第一一七八號

昭和十三年五月二十一日

圖書課長

朝鮮總督府警務局長

事務官

殿

理事官

新聞記事取締ニ關スル件

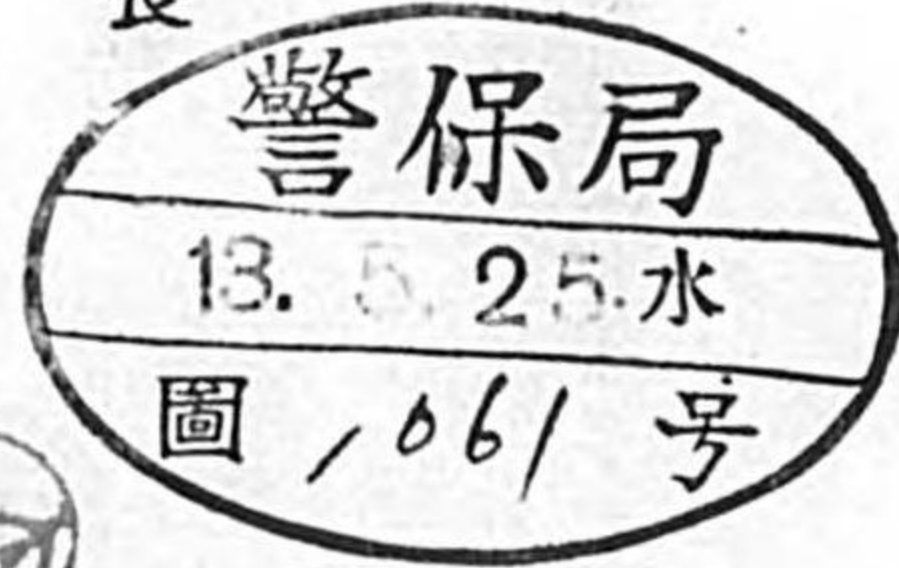
本日左ノ通新聞紙發行地所轄道警察部長ニ對シ電報セリ爲念

記

昭和七年三月十四日附通牒滿洲國ニ於ケル交通政策ニ關スル事項中鐵

道總局ニ於テ計畫シタル自動車道路ハ滿洲國政府ニ於テ計畫シタルモ

ノト見做シ爾今掲載差支ナキニ付此旨各社ニ示達相成タシ



別添起案ノ通り
日表ニ電報
送覽
監見



甲乙ノ種別

丙

27

決判 月 日 文書課長 施行 六月三日

案起 昭和十三年六月三日 付局受 月 日 號 局送 月 日

主查 圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取 締

二關スル件

昭和十一年六月二十五日附通牒ノ陸軍

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

二七

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ノ兵團編制ノ改變等ニ關スル記事

差止ニ付六月四日官報ヲ以テ飛行集

團司令部令ニ關シ左記ノ通り發表ス

ル等為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

左記

別紙
添
紙
内
封
入

内務省

圖書課長了

事務官

理事官

陸軍省發表

九〇九

供覽

60

六月三日
新聞班

六月四日官報ヲ以テ飛行集團司令部令ノ發表アル筈

飛行集團司令部令

第一條 飛行集團長ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ親補シ 天皇ニ直隸シ部下航空部隊ヲ統率ス

第二條 飛行集團長ハ部下航空部隊ノ練成ニ付其ノ責ニ任ズ

第三條 飛行集團長ハ部下航空部隊ノ動員計畫ヲ監督ス

第四條 疫疾其ノ他非常ノ場合ニ際シ飛行集團長ハ一時其ノ部下航空部隊ヲ移動セントスルニ當リ急ヲ要スルトキハ之ヲ實行シタル

後直ニ陸軍大臣、參謀總長ニ報告シ關係師團長ニ通報スベシ

第五條 飛行集團長ハ軍政、人事及航空兵科專門教育ニ關シテハ陸

軍大臣、動員計畫及作戰計畫ニ關シテハ參謀總長、教育一航空兵

科專門教育ヲ除クニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承ク

第六條 飛行集團長ハ隨時部下航空部隊ヲ檢閲シ毎年概ネ軍隊教育

ノ終ニ於テ檢閲ノ實況及意見ヲ奏上シ且陸軍大臣、參謀總長及教育總監ニ報告スベシ

第七條 飛行集團司令部ニ左ノ各部及飛行班ヲ置ク

一 參謀部

二 副官部

三 兵器部

四 經理部

五 軍醫部

參謀部及副官部ヲ合シテ幕僚トス

兵器部、經理部及軍醫部ノ組織權限ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八條 參謀長ハ飛行集團長ヲ輔佐シ飛行集團長ニ對シテ專務整理ノ責ニ任ズ

第九條 幕僚ノ各將校ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ各自擔任ノ專務ヲ掌ル

第十條 飛行班ハ參謀長ノ命ヲ承ケ飛行機ヲ以テスル指揮、連絡等

ノ業務ニ從事ス

第十一條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ從事ス

第十二條 各部長ヨリ飛行集團長ニ具申スベキ事項ハ豫メ參謀長ニ開陳シ其ノ承認ヲ承クベキモノトス

附 則

本令ハ昭和十三年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

滿洲國治安部警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

甲乙ノ種別

乙

28

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣(各殖民地)電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

案起	昭和三十二年六月二十九日	局受	月	日	號	局送	月	日
決判	月	日	文書課長	施行	月	日		
主查	圖書課長							
警保局長	事務官							
大臣	理事官							
次官								
第一電報案								
年	月	日						
警視總監	宛							
各府縣長官(除東京府知事)								
新聞記事	差止							
二關スル件								
昭和十一年四月一日附通牒ノ海軍								

二八

務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ノ官制其ノ他諸制度ノ改正ニ関スル記

事差止中「當分ノ間海軍省發表」

ノ下ニ「官報ニテ公布シタルモノハ海

軍省發表ト見做ス」ヲ追加スルニ付

手關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

手關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

(外字紙ヲ除ク)

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ



內務省警保局

官房機密第三四七二號

昭和十三年六月三十日

內務省警保局
遞信省電務局
拓務省管理局
御中

海軍省副



新聞記事差止ニ關スル件照會

昭和十一年官房機密第八二九號照會ニ依リ同年四月一日內務省差止第五十四號（昭和十二年十二月三十一日現在新聞記事差止關係事項調第十二號中差止番號第二三號）ヲ以テ新聞記事差止中ノ海軍官制、官階、職階

海軍

竝ニ分限及服役ニ關スル制度ノ改正ニ關スル件中當分ノ間海軍省發表ノ
下ニ「(官報ニテ公布シタルモノハ海軍省發表ト見做ス)」ヲ追加ノコ
トニ御取計相成度

(終)

甲乙ノ種別

乙

29

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各廳府縣(各殖民地)電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

決判	月	日
文書課長		
施行	月	日

案起 昭和十三年六月三十日 局受 第 月 日 號 局送 月 日

主查 圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事 差 止 二關スル件

昭和九年三月十日附通牒ノ海軍兵器

二九

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

機關並ニ船体ニ係ル各種實驗ニ関スル差止並ニ

昭和九年~~五月~~^{六月}十六日附通牒ノ海軍ニ於ケル艦船

ノ建造改装ニ関スル差止ヲ左ノニ通改訂

ス此ノ上日來ル七月一日附ヲ以テ

(外字紙ヲ除ク)

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

機關並船體係各種實驗ニ関スル差止並ニ

昭和九年^{六月}五月^{十六}日附通牒ノ海軍ニ於ケル艦船

ノ建造改装ニ関スル差止ヲ左ノニ週改訂

ス此ノ上日來ル七月一日附ヲ以テ

(外字紙ヲ除ク)

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ^{警告}懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

記

海軍ニ於ケル左記事項ニ関シテハ之ヲ推知シ得ル事項ト雖モ海軍省ヨリ發表スルモノノ外一切新聞紙ニ掲載セザル様

記

一、艦船建造計畫ノ内容（方針、艦種、隻數）及實施ニ関スル事項

二、航空機充實計畫、内容（方針、機種、

機數）及實施ニ関スル事項

三、軍備充實ニ関スル水陸施設整備計畫

ノ内容及實施ニ関スル事項

四、建造中及今後建造スベキ艦船ノ要目、性

能及建造工程ニ関スル事項

五、既成艦船ノ改装方針、時機及工事ノ内

容等之関スル事項

六、海軍兵器、機関並ニ船体（何レモ試製中ノ
モノヲ含ム）ニ係ル各種實驗之関スル事項

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

秘

内務省警保局

官房機密第三四七一號

昭和十三年六月三十日

内務省警保局
遞信省電務局
拓務省管理局

御中

海軍省副



新聞記事差止ニ關スル件照會

海軍ニ於ケル左記事項ニ關シテハ之ヲ推知シ得ル事項ト雖モ海軍省ヨリ
發表スルモノノ外一切新聞紙ニ掲載セザル様御取計相成度

追テ昭和十二年十二月三十一日現在新聞記事差止關係事項調第十二號

海軍

中差止番號第一一號及第一五號ノ差止事項ハ自然消滅ノコトニ御取計
相成度

記

- 一、艦船建造計畫ノ内容（方針、艦種、隻數）及實施ニ關スル事項
- 二、航空機充實計畫ノ内容（方針、機種、機數）及實施ニ關スル事項
- 三、軍備充實ニ關スル水陸施設整備計畫ノ内容及實施ニ關スル事項
- 四、建造中及今後建造スベキ艦船ノ要目、性能及建造工程ニ關スル事項
- 五、既成艦船ノ改装方針、時機及工事ノ内容等ニ關スル事項
- 六、海軍兵器、機關並、艇作（何レ之ヲ中ノモノヲ云ハス）ニ係ル各施設、海軍工廠及民間會社ニ於ケル海軍關係作業ノ狀況並ニ工事ノ種類ニ
關スル事項

（終）

甲乙ノ種別

30

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	佐北	7月1日 前後 2時22分	大石	
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

決判 月 日 文書課長

施行 月 日

案起 昭和三十二年七月十一日 局受 月 日 號 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)
宛

大阪、兵庫、愛知、神奈川、福岡

新聞記事 差 止 ニ關スル件

將來諸外國トノ間ニ行ハルルコトア

事務

三〇

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ルベキクレヂット（個人バーターヲ含ム）

設定ノ交渉ニ関シテハ當局及發表以

外一切

警視庁管下ニ在リテハ主要ニ済雜誌及綜合雜誌社
大阪府管下ニ在リテハ主要ニ済雜誌社ヲ含ム

（主要日刊）

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
外字紙ヲ除ク

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ



金畫院 院第 二五三 號
昭和 十三年 七月 四日

昭和十三年七月四日

金畫院次長 青木一男



内務次官 館 哲二殿

クレヂット輸入ニ関シ新聞記事

掲載禁止ニ關スル件

現下ニ於ケル物資需給ノ困難ナル實狀打
開ノ為ニハクレヂット輸入ニ關シテモ政府ト

シテ特ニ考慮、要アル處本件ニ関シ殊
ニ想像ヲ加ヘテ新聞ニ發表スルトキハ單
ニウレダット、成立ニ障礙アルノミナラズ國
際關係ニモ悪影響日ヲ及ボスコトトナルベキ
ヲ以テ之ニ關スル記事ハ一切掲載ヲ禁
止セラル候様御配慮相煩度此段申
進候也

手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	七月十日 午後二時二分	清水	大石	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	七月十一日 午後四時四分	佐藤	若槻
大阪	七月十日 午後四時五分	高田	高田	東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	七月十日 午後四時五分	觀	々
愛知	七月十日 午後二時五分	後藤	西中	內閣情報部 <small>省內電話 五四〇番</small>	七月十日 午後四時五分	アツミ	々
福岡	七月十日 午後四時五分	日野	日野	拓務省警務課 <small>銀座 自五、二一三番 至五、一三九番</small>	七月十日 午後四時五分	安田	々
宮城	七月十日 午後四時五分			衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>	七月十日 午後四時五分		
北海道	七月十日 午後四時五分			貴族院委員課 <small>銀座 四一三一番</small>	七月十日 午後四時五分		
新潟	七月十日 午後四時五分			電 報 手 配			
石川	七月十日 午後四時五分						
廣島	七月十日 午後四時五分						
香川	七月十日 午後四時五分						
				發信先	發信日時	取扱者印	
				各殖民地當該官	七月十一日 午後二時二分	若槻	

若槻 七月十日午後三時五分 廣島 (若槻)
 安田 七月十日午後五時 (安田)

丙

施行 月 日

案起

昭和十三年 七月十三日

主任

局長

圖書課長

事務官

理事官

差止内示第五号

内務省警保局圖書課長

警視廳檢閲課長

大改、兵庫、愛知、神奈川、福岡 各廳府縣特高課長

完

④備考 警視廳、大改、兵庫、愛知、神奈川、福岡

以外、各廳府縣ニ在リテハ記事取締上参考ニ

合議局號及受送月									主管局號及受付月	
第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號	號	號	號	號	號	號	號	號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月	月	月	月	月	月	月	月	月		
日	日	日	日	日	日	日	日	日		

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

資セラレ度

新聞記事差止事項、内容内示ニ関スル件

本月十一日附通牒ノ将来諸外國トノ間ニ行ハル

ルコトアルベキクレヂット設定ノ交渉ニ関スル

記事差止ノ内容事項左記ノ通ニ有之候

記

一、記事差止ヲ為シタル趣旨 理由(正書院依頼)

政府ニ於テハ長期應敵対策トシテ軍事資材其ノ他物資

ノ輸入ニ関シ種々考究ヲ重ネツツアルガ^諸物資ノ輸入ニ関シ

テハ現下^④我國ノ國際收支ノ關係ヨリシテ諸外國トノ間

ニクレジット設定ヲ緊要トシ政府^{自身}用^材資^料自^身又ハ個々ノ

民間會社ヲシテ極秘裡ニ之ガ工作ヲ進メツツアリ

中ニハ右ノ交渉相与進捗シ近ク契約成立ヲ見ントスルモノ

モアル状況ニシテ若シ此等ノ事實ヲ暴露セラルルニ於テハ

一部^(的策動)外國側~~ノ~~妨害ヲ誘致シ一面國內的ニ所謂

利權屋、跳躑トナリ~~冊~~^(遂行上)交渉~~也~~重大障害ヲ生ゼシムル

虞アルニ依リ~~設~~事差止ヲ為シタリ。

二、差止關係字句ノ説明 (高垣宮文郎編 商業經濟辞典ニ依ル)

(イ) クレジットの設定 — セツテイ [Opening of credit]

金輸出解禁をよし、又は金本位國が其貨幣制度を擁護する

為には相当の資金が必要であるが、この資金不足の為、或は
又資金があつても経済上の理由から國家幣制の動搖を来す恐
れある時、該國政府は他國政府或は財閥に將來の一定短期
間を限つて一定の限度までの資金の融通を仰ぐべきことを豫め
契約することが多い。之をクレジットを設定すよと云ふ。設定し
たよクレジットに対しては手数料を拂ひ、更に現実に使用した
金額に対しては利子を支拂ふ。

(ロ) バーター・システム [Barter system]

対償貿易と譯される。バーター・システムの語義は貨幣の媒介
を以て物々交換制であるが、今日普通にいふ所のバーター・システム
はこの意味での物々交換制ではなく、貿易統制の一手段としての
交換貿易制である。この制度は二國の貿易收支の均衡を保つ
ために貿易総額について行はるることもあり得るが、普通は特
定の商品について数量を定めて貿易する場合が多い。例へば

日本は印度より棉花一五〇萬俵を輸入し、之れに対して印度は日本より綿布四億ヤードを輸入すると定むるの類である。バーク

・システムの行はるる場合には、(一)為替管理のため貿易代金の

決済を行ふ難いので商品現物を以て之れに充つる場合、(三)入

超國が入超先の相手國に対して一定商品の輸入を求償する場合、

(三)また我國の現状におけるが如く、外國が邦品の進出に壓迫を

加ふる場合に、これを緩和する目的を以て協定する場合等がある。

づれの場合においても貿易業者に損失を被らしめてはバ
・システムを促進することができまいから、この取引によつて利益を
齎すやうに貿易の条件を誘導しなければならぬ。これが為には
関税を調節し、運賃を補給し、または價格を補償するなどの
促進策を採る必要が起ることもある。

三、競争取締りの重要

の交渉の当事者

例へば 英國ノ〇會社、〇國ノ〇會社等 國名會社名ヲ

明示スルモノハ勿論 全部伏字ト為スモノト 虽モ取締ヲ要ス

荷モ交渉担当者ニアルコトヲ推知セシムルガ如キモノハ一切

ロ) 交渉ノ内容

物資品名、金額、数量、期間、支拂、物資引渡ノ方法等一切

ハ) 交渉進捗状況

ニ) 交渉ノ結果

諸外國ト

以上之ヲ要スルニ交渉ヲ為シ又ハ為サントシツツアルヤノ取事ハ

一切取締ヲ要ス

当外電業ノ記事モ取締ヲ要ス

四、記事掲載差支ナキ例

(1) クレジット設定ニ関スル個人的意見ハ差支ナシ

(2) 具体的ノ交渉問題ニ関係ナク政府当局ニ於テクレジット

設定ニ関シ考究中又ハ例ヘバ英國ニ於テハ対日協カヘノ

機運濃厚トナリ対日クレジット設定ニ應ズルノ用意アリト

内務省

報ズルが如キモノハ大体不問ニ附スル見込ナリ

(ハ) 國家間ニ於ケルバーター契約ハ差支ナシ

警保局長
圖書課長
事務官

東京朝日新聞

道府縣日刊版
7月2日
朝刊

書課長
事務官

鋼材にもリシヤ

商工當局實施を計畫

支那事變の長期戦に入るとともに、鋼材の需要はますます加はつてくる。現にリシヤの民間用は制限されつゝあるが、商工當局は更に鋼材の輸入を抑制して、國內の鋼材生産能力を確保しようとする。鋼材の生産額中、軍需向けとして供給したる残額全部を一般市場とせず、強度の使用制限乃至は使用禁止をすることによつて生ずるものを國内市場に留め、軍需以外の海外市場に全部輸出し、その輸出額の範囲内で、鋼材、鋼板、鋼管、鋼線、鋼力等として自給自足し、過去に於ける輸出の實踐に課すれば、鋼材は、鋼材、鋼板、鋼管、鋼線、鋼力等として自給自足し、過去に於ける輸出の實踐に課すれば、鋼材は、鋼材、鋼板、鋼管、鋼線、鋼力等がその大部分を占めてゐる。

屑鐵輸入に關し

クレヂット設定

帝國通商米業者と折衝

原料輸入の代金支拂に關して、クレヂット設定は、最近各國の鐵屑をめぐつて民間各方面に折衝が行はれてゐるが、帝國通商米業者が、最近、アメリカの製鐵業者ハイマンマイケルとの間に、屑鐵輸入に關するクレヂット設定交渉が進行中である。

はたが、この種の重要物資に關するクレヂットとしては、最初のものであり、且つ最近鐵屑の相場に伴ひ、各國の鐵屑方針が微妙に動きつゝある際であるだけに、これが成功は、その他のクレヂット交渉に好影響を與へるものとして期待されてゐる。

既約定を決定地子と
ス・ン割當

圖書課

警保局長
圖書課長
事務官

東京夕刊新報

道府縣日刊版
7月

瑞典率先して 日本にクレデット設立

英米諸国は固より佛國も和蘭も白
耳蘭も國際聯盟の申合せを守
り、日本の外債募集に應じない
ばかりか、民間でクレデットを
設定しようとしても婉曲に
謝絶して金を貸さ
ない。所が唯一國だけクレデ
ットを設定した國がある。そ
れは瑞典だ、瑞典のスウェ
スカ・ヤーゲラケル工業會社
(Svenska Kugelfabrik
Aktiebolaget)と云へばボール
ベアリング製造では世界有数の
大工場で、SKFの名で通るこ
と、我が三井物産がMBKで通
るほど有名な會社である。日
本のボールベアリングは、高橋
勘賢氏の日本精工などで作つて
ゐるが極めて小規模で軍用の一
部分を製作するに止まる。現に
昨年ボールベアリングの輸入
は一千九百萬圓に達し、内一千
四百萬圓の

契約はSKFの製
品であつた。折しも我が爲替管
理の強化は、SKFとの契約全
部を輸入するに困難ならしめ
た。しかしボールベアリングは
大體にタンクニ非難を蒙る

圖書課

必要部分品である。するとS K
Fの重役は進んで日本の爲に
クレデットを設定し、無償で
製約品全部を日本に送り軍需品
としてのボールベアリングを
「都合のつき次第支拂」の約束
で貸費をやつた。可笑しいこと
は、S K Fは日本では日獨協商
の爲に苦しめられたのに、今度
仇を恩で返した形である事であ
る。それは獨逸のオット・ワル
フ商會は

満洲

大豆とバター

一契約で三千五百萬圓の綿と機
織を賣込み瑞典のS・K・F品
を運送して了つたので非常に苦
しんだのは、ツイ一昨年の事だ
ある、それなのに日本の軍備に
支障はあつてはならぬと自らク
レデットを設定して流を諸國の
機械商に示した、英米佛蘇は致
し方ないとしても、同盟などと
親類する獨伊などは瑞典に
倣ふては何うだ

7月8日
夕刊.

東京夕刊新報

戦果擴大に伴ひ

英米の態度急轉

クレジット問題抄進か

長嶺巴 松永和八主催で十一
日夕六時半より有楽町電気倶楽
部に開催



△歌舞伎座
（伊井碧輝
善興行）狂言
雨四・一湯
詠一の退場は

序幕、入谷松原の寮、同寮の外
幕、暮湯島の境内、三幕上月千鶴
家の一室、四幕池の端、律合歌
院の二階、大詰、敷居町、藝
家、谷中瑞祥寺の傍、池の端
前巻幕（猿之助、八重子合同
劇）第三（松屋阿衣草紙）の場
劇は

序幕、竹ノ枝清の家、寺の裏手
二幕寄席の楽園、夜ふけの河岸
通、三幕麻布溝口の家、鼓清の
家の二階、四幕待合のはなれ、
大詰、溝口家の一室、鼓清の家
寄席の楽園口

△銀座映
劇（八日）
清水宏

7月8日
夕刊.

東京夕刊新報

戦果擴大に伴ひ

英米の態度急轉

クレジット問題抄進か

我が長期應戰政策の核心をなす物資政策に必死となりつつある政府は軍需物資の供給確保に置點を置き需給計畫を樹立し實行に移すべく努力中であるが、この需給計畫の根幹をなす重要物資の供給方策について池田蔵相は近衛首相、宇垣外相との間に重大觀察を示し慎重態度を重ねる一方外交機關を動員せんに軍大方策實施に關する打診を行はしめつつあつたが、戰局の進展に伴ひ東亞盟主としての實力は中外に力強く認識せられつつあり、列國の對支權益擁護の方法として、早くも英米が新協定に見切りをつけ日英協定或は日米協定への一大轉換をなさんとするの機運が漸次濃厚となり來つた。

英國の如きは駐日レギー大使として宇垣外相に若し日本側に於て必要ある場合は物資供給のため相當額の對日クレジットを設定に欣然懸する用意ある旨を言明したと傳へられ、米國に

然して政府がクレジット設定交渉
にのり出し重要物資の輸入を増大
せしめることとなれば長期策は
益々強固となるものである。ク
レジット問題に對し慎重を期しつ
ゝある政府今後の態度は頗る注目さ
れてゐる

7月9日
2144

英米の對日態度急轉

一大クレジット設定か

我が政府慎重を期す



長期應酬政策として政府は國內の物資調整を主眼に過剰供給、消費の兩方面より強力なる統制策を講じて着々その實行に移りつゝあるが、政府は更にこれを強化すべく密々協議を重ね各方面よりその成行を重視されて居たところ、仄聞するに大要次の如き大方策の下に所期の目的を達成せしむるものと如くである

今回の事態に對し、最近第三國が對支援助の方法として早くも英國が露政權に見切りをつけ日露態度或は對日協力への一大轉換をなさんとする機運が漸次濃厚となり、英國の如きは駐日クレイギー大使をして宇田外相に、若し日本に於て必要ある場合は物資供給の爲に相當額の對日クレジット設定に關するの用意ある旨を聲明したとも傳へられ、又米國に於ても添國の態度方針が漸次諒解され、對日協力による在支利益の完全なる保護を求むべきであるとの議論が擧げられ、英米の對日態度が急角度の轉換に向ひつつある模様であるとの見解から、我が國の折衝如何によつては英米に一大クレジット設定の可能性が充分にあると見られるに至つた、其處で近衛首相、宇田外相、池田蔵相の三者は頗る密かに重大協議を重ね、物資供給に關する協約を條件に、英米に向ひ厳々正式にクレジット設定を交渉する模様である、而して英米兩國に對し、政府がクレジット設定交渉に際し重要物資の輸入を増大せしむることとなれば、長期對策は益々強固なものであり、クレジット問題に對し慎重を期しつゝある、政府今後の態度は頗る注目されて居る【寫眞は宇田外相】

安部 註

(七月九日)

東京萬朝報

7月8日
16.013

戦果擴大に伴ひ

英米の態度急轉

クレヂット問題抄進か

我が長期應戰政策の核心をなす物
せしめることとなれば、英米の
益々強固となるものである。クレ
ヂット問題に對し、英米を期しつゝ
ある政府今後の態度は頗る注目さ
れてゐる

家の一室、四幕海の端、律合歌
枕の二階、大詰、數寄屋町の藝
者家、谷中瑞軒寺の傍、池の端
明治屋 (環之助、八重子合回
劇) 第三「福徳屋衣裳紙」の場
別は
序幕、竹本紋清の家、寺の裏手
二真寄席の樂園、夜ふけの河岸
通、三氣麻布溝口の家、紋清の
家の二階、四條待合のはなれ、
大詰、溝口家の一室、紋清の家
寄席の學園口

映
劇
の
ト
リ



△銀座映
劇(八日)
清水宏
監督・松
大寺伸

安
注
意

(七月七日)

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	中島	2月23日 前後 2時30分	同	富山県 (左) 124, 25 白川北線 (右) 124, 30
神奈川府電話	中山	4月7日 前後 2時5分		
愛知縣電話	中山	4月4日 前後 2時50分		
各府縣(各殖民地)電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

甲乙ノ種別
158

案起	昭和三十二年七月二十三日	局受	月 日	施行	月 日
主查圖書課長		事務官			
警保局長		理事官			
大臣					
次官					
第一電報案	年 月 日	警保局長名			
警視總監		宛			
各府縣長官 (除東京府知事)					
新聞記事	取	締	二關スル件		
本日午葉縣富津町沖合、於て發生					

号外

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

シタル飛行機事故ニ関スル記事ハ昭和

八年二月三日附通牒ノ軍用試作飛

行機ニ関スル記事差止ニ抵触スルニ付

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

七月二十三日午後三時五分
海軍省軍務司 陸軍省中務司 事務

午日午後 横須賀航空廠 飛小室 陸軍部

航空隊の機、午日午後三時五分、海軍省中務司宛

航空隊飛行中、陸路に飛去、好意を乞ふ事

航空隊飛行中、右一切を中止し、揚子江に於て

丙 卷 七 抄 錄

子 伯 元

其 子 伯 元

子 伯 元

子 伯 元

子 伯 元 伯 元 伯 元 伯 元 伯 元

子 伯 元 伯 元 伯 元 伯 元 伯 元

子 伯 元 伯 元 伯 元 伯 元 伯 元

号外

憲兵司令部(中野署) 8.2. 后 8.5

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	段上	8月2日 前 後 7時60分	中山	
大阪府電話		月 日 前 後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前 後 時 分		
各廳府縣(各殖民地)電報		8月2日 前 後 7時50分	洲濱	
東京遞信局電話	理口	8月2日 前 後 7時50分	洲濱	

甲乙ノ種別

号外

案起

昭和十三年八月二日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

主查 圖書課長 多山

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

警保局長名

警視廳 總務部長
各廳府縣長(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

二關スル件

氣象當局 於本月二日ヨリ本州全土其

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

他^{対し}氣象報道ノ制限ヲ実施シタルガ其ノ要

領ハ去ル五月下旬^{業都}滋賀^實實施セラシタルモ

ト畧同様ナルモ新聞紙朝刊^{。當日ノ}天氣

豫報ヲ掲載スルハ詔メテアリ、詳細ハ地方氣

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

象當りト打合、上若シ公表セザル事項ヲ掲載
シタルモノアラバ速ニ注意ヲ共ニシテ後掲載セザル様
可然指道守相成度

社会部

八月一日

中央气象台より希望に到達

八月二日よりあとの間天気図全必概
況各地温及天気予報の新聞の
掲載が禁止された

但新聞にその日の天気予報を掲載す
る事を許さぬに於る
方の禁止が

実施せられたる事には就ては一切記述を
掲載せられたる位意せられたる

官内事務官長
宛

気象台

大谷 技師

二日午前の時ヨリ朝鮮、九州、四國及本州
全土ニ気象報道制限が實施サレタ

要領ハ去ル五月下旬實施セラレタムモノト同様

ナルモ新聞紙刊ニ當日ノ予報ヲ掲載スベトヲ特

= 認 心

一、認心
 二、認心
 三、認心
 四、認心
 五、認心
 六、認心
 七、認心
 八、認心
 九、認心
 十、認心

内務省

気象台

大谷技師

宮内事務長宛

二日午前十時の時ヨリ朝鮮、九州、四國及ビ
 本河合土ニ氣象報道セイゲンガ実施サ
 レタ西女領ハ去ル五月下旬実施セラレタルモノ
 ト同標ナルモ新聞朝刊ニ毎日ノ豫報ヲ
 ケイサイスル事ヲ特ニ認ム

八月二日午前十時五十分

丙

施行 月 日

案起 昭和十三年 八月十九日

主任



局長

圖書課長



事務官 野

警保司



差止内示第六号

年 月 日

警保司 圖書課長

警視庁検閲課長

各片有縣特高課長 宛

新聞記事差止事項、内容内示ニ关スル件

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號		
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		